

2019年度 ハウスクリーニング技能検定受検案内

技能検定制度は、働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度です。技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

ハウスクリーニング職種技能検定試験は、一定の実務経験があるハウスクリーニング従事者を対象とし、これに合格した者には厚生労働大臣名が記載された合格証書が交付され、技能士の称号が与えられます。



厚生労働大臣指定試験機関

公益社団法人 全国ハウスクリーニング協会

ハウスクリーニング技能検定受検案内

1. 2019年度技能検定実施日程

事 項		概 要
受検案内・申請書配布開始		2019年7月2日
受 付 期 間		(書面申請)2019年7月1日～2019年7月31日※受付最終日の消印有効 (電子申請)2019年7月1日9:00～2019年7月31日18:00
学科試験実施日		2019年9月27日
実技試験	問題公表	2019年7月1日 ※当協会ホームページ上で受検生のための試験問題集を公表
	実施期間	2019年10月7日～2019年11月7日
可否基準	学 科	50問出題 満点(50点)の60%以上を得点した者が合格となります
	実 技	7課題 各課題の配点の60%以上を得点した者が合格となります
合 格 発 表		2019年3月31日 ※当協会ホームページ上にて発表いたします

2. 受検資格(受検に必要な実務経験年数)

単一等級の技能検定の受検に必要な実務経験年数	3年以上
------------------------	------

※「実務経験」に関する補足 ①「実務経験者」とは、パートアルバイトを含めて、概ね1週24時間以上勤務する者をいう。
②受検申請受付期間の最終日現在で、3年以上の実務経験を有している者をいう。

3. 試験の免除 <ハウスクリーニング技能検定試験の免除資格>

免除の対象者	技能検定試験の免除の範囲
ハウスクリーニング職種技能検定において学科試験に合格した者	学科試験の全部
ハウスクリーニング職種技能検定において実技試験に合格した者	実技試験の全部
ハウスクリーニング職種技能検定に係る指定試験機関技能検定委員(問題作成)の職を2年以上務めた者	学科試験及び実技試験の全部
ハウスクリーニング職種技能検定に係る指定試験機関技能検定委員(実技採点)の職を2年以上務めた者	実技試験の全部
ハウスクリーニングに係る短期課程の普通職業訓練の的確に行われたと認められる修了時の試験※に合格した者で、当該訓練を修了した者 ※公益社団法人全国ハウスクリーニング協会が的確に行われたと認めた試験に限る。	学科試験の全部

※免除資格を有する者であっても、合格通知書の写し等、**免除を証明し得る書類を添付して申請しなければ免除は受けられません。**また、**申請書受付期間後に免除を有することが判明しても免除は受けられません**ので、十分注意して下さい。

4. 試験の概要

学科試験及び実技試験を両方もしくは選択して受検できます。

学科試験もしくは実技試験片方のみ合格した者は、一部合格者として次年度以降の検定試験において当該試験が免除されます。

<学科試験>

(1) 出題概要

- ① 選択肢5つの中から正しいものを選ぶ五肢択一法により出題され、配点は50点です。
- ② 試験時間は60分です。

(2) 合否基準

満点(50点)の60%を得点した者が合格になります。

<実技試験>

課題	課題内容	配点(点)	標準作業時間(分)	打切り時間(分)
課題1	レンジフード洗浄	20	25	28
課題2	ダイニングチェア(ウール素材)クリーニング	10	10	13
課題3	ステンレスの油汚れ落とし	10	10	13
課題4	五徳の汚れ落とし	10	10	13
課題5	ビニルクロスの汚れ落とし	10	8	11
課題6	磁器タイルの汚れ落とし	10	8	11
課題7	フローリング床のキズ補修	10	10	13

- (1) 標準作業時間 各課題で標準時間が定められ、標準時間以内に作業を行います。
- (2) 打切り時間 打切り時間を経過しても作業が終了しなかった場合は、失格となります。
- (3) 合否基準 作業試験の7課題各々で60%以上の得点をした者が合格となります。
7課題のうち、1課題でも合格しない場合は不合格となります。

5. 受検手数料

学科試験	8,900円	実技試験	29,900円
------	--------	------	---------

- (1) 受検手数料は、銀行振込でお願いします。
- (2) 振込手数料は、受検申請者の負担となります。
- (3) 振込を証明する書類(コピー可)を受検者写真確認書に貼り付けて下さい。
- (4) 職業能力開発促進法(旧・職業訓練法)施行令(昭和44年政令第258号)第6条第3項により、申請を受理した後は、いかなる理由があっても受検手数料の返還ができませんのでご了承下さい。
- (5) 受検手数料の振込先

みずほ銀行(001) 飯田橋支店(061) 普通預金(2574804)
口座名義:公益社団法人全国ハウスクリーニング協会検定口

6. 受検申請手続き

受検を希望する方は、書面申請または電子申請のいずれかにて協会に申請してください。(重複して申請しないようにしてください。)

【書面申請の場合】

(1) 申請書類の請求

- ①協会ホームページからダウンロードできます。
- ②郵送を希望する場合は、あて先明記の返信用封筒に1部に付き92円の郵便切手を同封して協会事務局に郵送にてお申し込み下さい。

(2) 申請書類の提出

- ①受検希望者は、受検申請書類を定められた受付期間内に直接または郵送で、協会事務局へ提出して下さい。
- ②郵送の場合は、受付期間中の消印のあるものに限り受け付けます。

(3) 技能検定受検申請書

受検申請書に記載すべき事項は、正確明瞭に、漏れのないよう受検者本人が記入してください。(記入にあたっては、受検者写真確認書記載の「受検申請書類記入上の注意」及び「受検申請書類記入説明」を熟読し、黒色のボールペンかインキで、正確に、ハッキリと書いて下さい。)

(4) 受検書写真確認書

- ① 受検者写真確認書に記載すべき事項は、正確明瞭に、漏れのないよう受検者本人が記入して下さい。(記入にあたっては、「受検申請書類記入説明」を熟読し、黒色のボールペンかインキで、正確に、ハッキリと書いて下さい。)
- ② 受検者本人の顔写真(カラーまたは白黒、縦4cm×横3cm、脱帽・正面・上半身、撮影後6カ月以内、折り目が無いこと。デジカメや携帯電話で撮影したもの不可。スナップ写真不可。)の裏面に氏名、生年月日及び住所を記入し、指定箇所に貼り付けて下さい。
(注)携帯電話やデジタルカメラ等を使って、自撮り写真や、同僚や家族、友人等に撮ってもらった写真を送られてくる方がおられますが、そのような写真はご遠慮ください。街にある写真館で撮影した写真や、駅前、コンビニ等に設置されている証明写真機(スピード写真機)等で撮影した写真をお送りください。ご協力をお願いいたします。
- ③ 受検手数料の振込を証明する書類を指定箇所に貼り付けて下さい。
- ④ 実技、学科両試験ともに免除される者は、写真貼付を要しません。

(5) 本人確認書類

本人確認書類として、下記①～⑤のいずれかの書類の写しを添付してください。

- ① 運転免許証、個人番号カード、その他の日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名および生年月日が確認できるもの限る。)
- ② 特別永住者証明書、在留カード
- ③ 健康保険被保険者証
- ④ 生徒手帳、学生証(氏名および生年月日が確認できるもの限る。)
- ⑤ 外国政府が発行した旅券(写真欄および日本国査証欄)

(注)個人番号カードの写しについては、個人番号が記載されている箇所は黒で塗りつぶしてください。)

(6) 実技試験又は学科試験免除資格者は、その資格を証明することのできる書面の写し、免除資格を証明するものがない場合は、免除資格者としての申請は受理されませんので、必ず証明となるべきものを提出して下さい。

(7) 提出期限 7月31日(水)までの消印を有効とします。

※申請書は、受付の混雑する締め切り日近くを避け、できるだけ早めに提出して下さい。

(8) 特別の配慮を必要とする申請書

- ①技能検定試験では、障害等により既定の受検環境条件では受検者の技能を十分に発揮することが困難であると考えられる場合、技能検定試験の意義が失われることのない範囲で、補助具の使用等特別の配慮を受

けることができます。

- ②特別の配慮を希望する場合は、協会事務局に、「特別の配慮を必要とする申請書」を請求し、受検申請時に提出して下さい。なお、受検申請時に未提出の場合、特別の配慮が受けられませんのでご注意ください。

【電子申請の場合】

(1) 技能検定試験受検申請フォーム

受検申請フォームは、当協会のホームページ上にあります。受検申請フォームに入力すべき事項は、正確に、漏れのないよう受検者本人が入力して下さい。入力にあたっては、当協会ホームページの受検案内や受検申請フォーム画面の案内をよく確認の上、入力するようにしてください。不明な点がある場合は、データを入力、送信する前に、協会事務局にお問い合わせください。

(2) 受検者本人の顔写真

1. 書面申請の「受検者写真確認書」にあたる書類は、電子申請の場合は、協会にて作成します。

2. 受検者本人の顔写真

- ・縦4cm×横3cmのカラーまたは白黒写真。
- ・脱帽・正面・上半身、無背景。
- ・撮影後6カ月以内。
- ・スナップ写真不可。

(注)携帯電話やデジタルカメラ等を使って、自撮り写真や、同僚や家族、友人等に撮ってもらった写真を送られてくる方がおられますが、そのような写真はご遠慮ください。街にある写真館で撮影した写真や、駅前、コンビニ等に設置されている証明写真機(スピード写真機)等で撮影した写真をお送りください。ご協力をお願いいたします。

(3) 本人確認書類

本人確認書類として、下記①～⑤のいずれかの書類をスキャンして作成した画像データまたはPDFを添付してください。(鮮明に読み取れるよう、データは、複合機、スキャナー等でスキャンして作成してください。)

- ① 運転免許証、個人番号カード、その他の日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名および生年月日が確認できるもの限る。)
- ② 特別永住者証明書、在留カード
- ③ 健康保険被保険者証
- ④ 生徒手帳、学生証(氏名および生年月日が確認できるもの限る。)
- ⑤ 外国政府が発行した旅券(写真欄および日本国査証欄)

(注)個人番号カードの写しについては、個人番号が記載されている箇所は黒で塗りつぶしてください。

(4) 受検料

学科試験の手数料及び実技試験の手数料を銀行振込みによって納付してから、受検申請フォームに振込名義人、振込確定日を入力し、受検申請フォームを送信するようにしてください。**申請データを送信後、協会で入金を確認できなかった場合は、申請を受理できませんのでご注意ください。**

(5) 学科試験又は実技試験免除資格者

学科試験又は実技試験の免除を受けようとする場合は、それを証する書面をスキャンして作成した画像データまたはPDFを受検申請フォームに添付してください。(鮮明に読み取れるよう、データは、複合機、スキャナー等でスキャンして作成してください。)

(6) 申請期限

7月31日(水)18:00まで。(締切間際はアクセスが集中する可能性がありますので、余裕をもって申請するようにしてください。)

(7) 特別の配慮を必要とする申請書

特別の配慮を希望する場合は、書面申請でのみ受け付けております。

7. 試験時における受検者の携行品

試験の種類	携行品
学科試験	受検票、筆記用具(B以上の濃さの鉛筆、消しゴム)
実技作業試験	受検票、作業服(上・下)、作業靴、作業用ゴム手袋(使い捨てでないもの)、 白色ウェスタオル7枚

※試験中は、携帯電話等通信機器の電源は切ってください。

8. 受検票

- (1) 受検票は、2019年8月30日(金)に当協会から受検申請者宛に送付いたします。
- (2) 受検票は、試験(学科試験および実技作業試験)に出席する際、必ずご持参下さい。
- (3) 2019年9月13日(金)までに受検票が到着しない場合は、当協会にお問い合わせ下さい。

9. 試験実施場所

実施会場	試験内容	名称	〒	所在地	電話番号
仙台会場	学科試験	卸町会館 (9/27)	984-8651	宮城県仙台市若林区 卸町2-15-2	022-235-1100
	実技試験	卸町会館 (10/22~10/24)	984-8651	宮城県仙台市若林区 卸町2-15-2	022-235-1100
東京会場	学科試験	中央・城北職業能力開発 センター人材育成プラザ (9/27)	112-0004	東京都文京区 後楽1-9-5	03-5800-3420
	実技試験	白王ビル (10/7~10/12)	112-0004	東京都文京区後楽 2-3-10	03-5802-7031 (全国ハウスクリー ニング協会)
大阪会場	学科試験	エル・おおさか (9/27)	540-0031	大阪府大阪市中央区 北浜東3-14	06-6942-0001
	実技試験	エル・おおさか (10/21~10/25)	540-0031	大阪府大阪市中央区 北浜東3-14	06-6942-0001
福岡会場	学科試験	福岡県自治会館 (9/27)	812-0044	福岡県福岡市博多区 千代4-1-27	092-651-4284
	実技試験	福岡県自治会館 (11/5~11/7)	812-0044	福岡県福岡市博多区 千代4-1-27	092-651-4284

※実施場所・日程は申請状況により変更することがありますので、注意して下さい。

※実技試験は、期間中のいずれか1日です。

お問い合わせは…



厚生労働大臣指定試験機関

公益社団法人 全国ハウスクリーニング協会

〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-10 白王ビル8階

電話:03(5802)7031 FAX:03(5802)7032